支部準則の改正について

① 支部に「部会」を置くことを定める

新規

新　（部　会）
第 12 条　支部に名教組書記局細則に準じて、部会をおく。
　２　各部会に、代表１名、副代表１名をおく。
　３　各代表は支部長が指名し、分会委員長会で承認のうえ、決定する。

第 13 条　各部会は、部会代表が必要と認めたとき、または、名教組本部から要請のあったとき、部会代表が招集する。

第 14 条　部会には左の部会をおく
　　養護部会

※以降、項については順次繰り下げ

② 施行日

附則　この準則は令和４年３月１１日から施行する。